

平 成 2 5 年 度

山陽小野田市財政健全化及び経営健全化審査意見書

山 陽 小 野 田 市 監 査 委 員

山 監 第 N 3 3 0 2 - 3 号
平成 2 6 年 (2014 年) 8 月 1 8 日

山陽小野田市長 白 井 博 文 様

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

平成 2 5 年度山陽小野田市財政健全化及び経営健全化
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 2 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

平成 2 5 年度山陽小野田市財政健全化判断比率等審査意見書

1 審査の対象

- (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項関係
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率
- (2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項関係
 - ① 公営企業の資金不足比率
- (3) 附属資料
 - ① 各比率の算定調書

2 審査の期間

平成 2 6 年 7 月 2 5 日から平成 2 6 年 8 月 1 4 日まで

3 審査の方法

市長から提出された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の正確性について、関係書類と照合するとともに、必要な事項については関係職員の説明を求め審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された書類は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の算定様式により作成されており、かつ、計数は関係書類と符合し、正確であると認めた。

なお、これらに対する審査意見は次に述べるとおりである。

1 総合意見【資料編別表 1・別表 5 参照】

審査に付された次表の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率			平成25年度	平成24年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	(%)	－	－	12.7
②	連結実質赤字比率	(%)	－	－	17.7
③	実質公債費比率	(%)	14.5	15.3	25.0
④	将来負担比率	(%)	65.7	82.1	350.0

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「－」と表記している。

資金不足比率			平成25年度	平成24年度	経営健全化基準
法適用	水道事業	(%)	－	－	20
	工業用水道事業	(%)	－	－	
	病院事業	(%)	－	－	
法非適用	地方卸売市場事業	(%)	－	－	
	下水道事業	(%)	－	－	
	農業集落排水事業	(%)	－	－	

※資金不足額がない場合は「－」と表記している。「法」は、地方公営企業法を示す。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について【資料編別表 2 参照】

平成 25 年度における標準財政規模は 16,090,060 千円であり、実質収支は黒字（517,539 千円）となっているので、実質赤字比率の算出はなく早期健全化には該当しない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

・一般会計等の実質赤字額

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

(2) 連結実質赤字比率について【資料編別表 2 参照】

平成 25 年度における標準財政規模は 16,090,060 千円であり、一般会計、各公営企業会計及び各特別会計の連結実質収支は黒字（2,108,040 千円）となっているので、連結実質赤字比率の算出はなく早期健全化には該当しない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

・連結実質赤字額

下記の A と B の合計額が、C と D の合計額を超える場合の当該超える額

A：一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額

B：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

C：一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字額の合計額

D：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率について【資料編別表 3 参照】

平成 25 年度の実質公債費比率は 14.5%となっている。基準の 25.0%と比較すると、これを下回っているので早期健全化には該当しない。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く） ①

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金） ②+③+④+⑤+⑥+⑦

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 ⑧

D：普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に

算入された地方債の元利償還金・準元利償還金 ⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭

E：標準財政規模 ⑮+⑯+⑰

実質公債費比率の推移表

(単位：%)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	14.5	15.3	16.1

(4) 将来負担比率について【資料編別表 4 参照】

将来負担額 51,267,355 千円から充当可能財源等 42,338,925 千円を減じた額を標準財政規模 16,090,060 千円から算入公債費等の額 2,511,214 千円を減じた額で除した将来負担比率は 65.7%となっている。基準の 350.0%と比較すると、これを下回っているので早期健全化には該当しない。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

・将来負担額: 下記のAからHまでの合計額

A: 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

B: 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)

C: 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

D: 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

E: 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

F: 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

G: 連結実質赤字額

H: 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額: 上記のAからFまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

・特定財源見込額: 上記のAからDまでの償還額等に充てることができる特定の歳入見込額

(5) 公営企業の資金不足比率について【資料編別表 5 参照】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

・資金の不足額

(1) 資金の不足額 (法適用企業)

$$= (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

(2) 資金の不足額 (法非適用企業)

$$= (\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※解消可能資金不足額 = 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・事業の規模

(1) 事業の規模 (法適用企業)

$$= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

(2) 事業の規模 (法非適用企業)

$$= \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

① 法適用企業

ア 水道事業会計

水道事業会計においては、資金不足比率としての算出はなく経営健全化には該当しない。

イ 工業用水道事業会計

工業用水道事業会計においては、資金不足比率としての算出はなく経営健全化には該当しない。

ウ 病院事業会計

病院事業会計においては、資金不足比率としての算出はなく経営健全化には該当しない。

② 法非適用企業

ア 地方卸売市場事業特別会計

地方卸売市場事業特別会計においては、資金不足比率としての算出はなく経営健全化には該当しない。

イ 下水道事業特別会計

下水道事業特別会計においては、資金不足比率としての算出はなく経営健全化には該当しない。

ウ 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計においては、資金不足比率としての算出はなく経営健全化には該当しない。

3 是正改善を要する事項

実質公債費比率は前年度より 0.8 ポイント減の 14.5%、将来負担比率は前年度比 16.4 ポイント減の 65.7%であり、両比率とも前年度より改善されている。

財政健全化に向けての日頃の努力を評価すると同時に、合併特例債を活用した大型事業の実施が本格化していることから、今後においても当該比率への影響について注視しながら、堅実な財政運営に努められたい。

財政健全化関係資料編

別表１ 健全化判断比率調書

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
352161	山口県	山陽小野田市	－	－	14.5	65.7

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.70	17.70	25.0	350.0
16,090,060	1,604,007	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

別表２ 実質・連結実質赤字比率調書

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	517,539
小 計		517,539
標準財政規模		16,090,060
実質赤字比率 (%)		-3.21

会 計 名		実質収支額
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	322,972
	介護保険特別会計	69,364
	後期高齢者医療特別会計	925
	駐車場事業特別会計	9,220
	小型自動車競走事業特別会計	-540,615

(単位: 千円)

会 計 名		資金不足・剰余額
法 適 用 企 業	水道事業会計	1,275,704
	工業用水道事業会計	451,071
	病院事業会計	0
法 非 適 用 企 業	地方卸売市場事業特別会計	151
	下水道事業特別会計	1,571
	農業集落排水事業特別会計	138
合 計		2,108,040
標準財政規模(再掲)		16,090,060
連結実質赤字比率 (%)		-13.10

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示される。
 ※病院事業会計については、P 13 の脚注により「0」となる。

別表3 実質公債費比率調書

	①	②	③	④	⑤
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金
平成23年度	3,702,043			1,111,440	29
平成24年度	3,761,984			991,437	379
平成25年度	3,730,909			1,030,231	411

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金	密度補正により 基準財政需要額 に算入された準 元利償還金 (地 方債の元利償還 額を基礎として 算入されたもの に限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
平成23年度	6,065	45,104	9,896,411	4,324,469	1,397,032
平成24年度	6,047	33,651	10,232,570	4,215,998	1,430,649
平成25年度	6,167	27,683	10,113,841	4,372,212	1,604,007

(単位：千円)

⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費(準元利 償還金に係るも のに限る。)	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額(準元利償 還金に係るもの に限る。)
289,303	2,054	704,451	472,451	140,871	1,292,129	348,418
238,440	766	657,009	456,656	176,516	1,396,767	317,445
217,049	446	654,407	433,445	188,909	1,515,050	339,960

⑬
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
平成23年度	15.73950
平成24年度	14.44482
平成25年度	13.35478

実質公債費比率 (3カ年平均)
14.5

別表4 将来負担比率調書

将来負担額

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額
27,145,350	1,106,982	16,976,820	302,299	5,127,472

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
5,196,771	8,691,379	7,142,396	28,450,775

将来負担額 A
51,267,355

—

充当可能財源等 B
42,338,925

基準財政規模 C
16,090,060

—

算入公債費等の額 D
2,511,214

(単位:千円)

設立法人の 負債額等 負担見込額				連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
	地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
608,432	0	607,334	1,098	0	0

$$\begin{array}{c} \begin{array}{|c|} \hline A - B \\ \hline 8,928,430 \\ \hline \end{array} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline C - D \\ \hline 13,578,846 \\ \hline \end{array} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{将来負担比率（\%）} \\ \hline 65.7 \\ \hline \end{array}$$

別表5 公営企業の資金不足比率調書

特別会計名	事業区分	宅造 区分	法適	(1)					(2)
				a-b-c (-d)	流動負債 a	控除未払金等 b	控除額 c	土地前受金 d (宅造)	算入地方債
水道事業会計	水道	1	法適	218,304	218,304				
工業用水道事業会計	工業用水道	1	法適	36,106	36,106				
病院事業会計	病院	1	法適	566,955	566,955				176,059

特別会計名	事業区分	宅造 区分	非適	(1)	(2)	(3)			
				歳出額	算入地方債	s-t1-t2-t3- t4-t5+t'	歳入額 s	継続費通次繰 越額 t1	繰越明許費繰 越額 t2
地方卸売市場事業特別会計	市場	1	非適	12,213		12,364	12,364		
下水道事業特別会計	下水道	1	非適	2,692,715		2,694,286	2,720,918		445,819
農業集落排水事業特別会計	下水道	1	非適	86,701		86,839	86,839		

(7)	(8)	(9)	(10)		(11)	(12)
解消可能資金 不足額	資金不足額・剰余額 (連結実質赤字比率)	資金不足額(資金不足 比率)	営業収益の額 -受託工事収 益の額	うち指定管理 者利用料金	資本+負債（宅造 のみ）	事業の規模 (10)or(11)
0	1,275,704	-	1,399,977			1,399,977
0	451,071	-	275,965			275,965
176,059	0	-	3,537,695			3,537,695

(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
解消可能資金 不足額	資金不足額・剰余額 (連結実質赤字比率)	資金不足額(資金不足 比率)	営業収益の額 -受託工事収 益の額	うち指定管理 者利用料金	資本+負債（宅造 のみ）	事業の規模 (10)or(11)
0	151	-	1,486			1,486
0	1,571	-	692,657			692,657
0	138	-	24,107			24,107

(3) e-f-g (-h)	流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	土地評価差額 h (宅造)	(4) 地方債残高 (宅造)	(5) 長期借入金 (宅造)	(6) 令3条1項の額・ 令4条の額
1,494,008	1,494,008			-			-1,275,704
487,177	487,177			-			-451,071
695,617	695,617			-			47,397

				(3') 土地収入見込額 (宅造)	(4) 地方債残高 (宅造)	(5) 長期借入金 (宅造)	(6) 令3条1項の額・ 令4条の額
事故繰越繰越 額 t3	事業繰越額 t4	支払繰延額 t5	未収入特定財 源 t'				
				-			-151
			419,187	-			-1,571
				-			-138

(単位: 千円)

資金不足比率 (9)/(12)(%)	(13) 繰越欠損金	標準財政規模 比 (8)/x (%)
-	0	6
-	0	3
-	4,745,495	-

(単位: 千円)

資金不足比率 (9)/(12)(%)		標準財政規模 比 (8)/x (%)
-	***	0.0
-	***	0.0
-	***	0.0

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額であり(7)－(6)で算定されるが(6)＞0のとき、(7)－(6)＞0であっても「0」となる。